

政令第七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第八条の九第一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加える。

第八条の十第一項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第九条の七第二十七項ただし書を削る。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十九条第二項の項中

第五十七条第一項

地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第

条の三第一項の規定により読み替

一

を

第五十七条第一項

地方税法施行令第二十条の三第一項の規定  
により読み替えられた第五十七条第一項

同条第一項

同令第二十条の三第一項の規定により読み  
替えられた第五十七条第一項

により読み替えら

替えられた第五十

に改め、同表法人税法施行令第一百十二条第五項第二号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第

百十二

第六項

地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら

れた前項

法人税法施行令第  
百十二条第七項

<p>、法第五十七条第 二項</p>	<p>、地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五十七条第二項</p>
<p>生じた欠損金額と みなされた</p>	<p>生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなされた</p>
<p>(法第五十七条第 二項</p>	<p>(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替え られた法第五十七条第二項</p>
<p>他の関連法人にお いて同条第一項</p>	<p>他の関連法人において同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>他の関連法人の前 九年内事業年度の 所得の金額の計算 上損金の額</p>	<p>他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金 の額又は個別帰属損金額</p>
<p>法第五十七条第四</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら</p>

<p>項、第五項又は第九項の規定によりないものとされたもの及び同条第三項の規定により当該他の</p> <p>同条第二項に規定する未処理欠損金額</p> <p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額」</p> <p>第五項の</p>	<p>れた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたもの及び同条第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項の規定により当該他の</p> <p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p> <p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等」</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の</p>
---	---

	<p>特定資産譲渡等損 失相当欠損金額を</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を</p>
<p>法人税法施行令第 百十二条第七項第 一号</p>	<p>同条第三項に 基因して同条第二 項</p>	<p>法第五十七条第三項に 基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読 み替えられた法第五十七条第二項</p>
<p>欠損金額（法第五 十七条第一項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第 一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第 一項</p>	
<p>同条第二項又は第 六項</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項若しくは第六項</p>	
<p>欠損金額と</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額と</p>	
<p>（同条第二項</p>	<p>（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替え られた法第五十七条第二項</p>	



<p>法人税法施行令第 百十二条第八項</p>								
<p>、前項</p>	<p>第六項の</p>	<p>失相当欠損金額</p>	<p>特定資産譲渡等損</p>	<p>未処理欠損金額</p>	<p>同条第三項</p>	<p>項、第五項又は第九項</p>	<p>損金の額</p>	
<p>、同条第一項の規定により読み替えられた前項</p>	<p>れた第六項の 地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第六項の</p>		<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等</p>	<p>未処理欠損金額等</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項</p>	<p>れた法第五十七条第四項若しくは第五項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>	<p>れた法第五十七条第一項</p>

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第八項の項を次のように改める。

第六項中	同条第一項の規定により読み替えられた第六項中
法人税法施行令第百十二条第十一項 第五項から第八項まで	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで
第五項中	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中
同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人



第七項中	第六項中	該内国法人の欠損 金額とみなされた もの、同条第六項 の規定により当該 内国法人
同条第一項の規定により読み替えられた第七項中	同条第一項の規定により読み替えられた第六項中	

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第九項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イの項中「第百十二条第九項第一号イ」を「第百十二条第十二項第一号イ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ(1)の項中「第百十二条第九項第一号イ(1)」を「第百十二条第十二項第一号イ(1)」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号イ(2)の項中「第百十二条第九項第一号イ(2)」を「第百十二条第十二項第一号イ(2)」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号ロの項中「第百十二条第九項第一号ロ」を「第百十二条第十二項第一号

ロ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第一号ハの項中「第百十二条第九項第一号ハ」を「第百十二条第十二項第一号ハ」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第二号の項中「第百十二条第九項第二号」を「第百十二条第十二項第二号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第九項第三号の項中「第百十二条第九項第三号」を「第百十二条第十二項第三号」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十項の項中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十三項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十四項の項中「第百十二条第十四項」を「第百十二条第十七項」に改め、同表法人税法施行令第百十二条第十五項の項中「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十八項」に改め、同表法人税法施行令第百十三条第六項の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十三条第八項	同項第一号に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第八項第	前条第七項第一号に規定する欠損金	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個

二号	額	別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第九項	前項の	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の
法人税法施行令第百十三条第十一項	前三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項
	同項第一号に規定する欠損金額	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額

第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十六条の二第四項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二

条第十二項」に改め、同条第二項の表法人税法第五十九条第二項の項中

第五十七条第一項	地方税法施
により読み	

行令第二十条の三第二項の規定

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定 れた第五十七条第一項
----------	-----------------------------------

替えられた第五十七条第一項

を

同条第一項

同令第二十条の三第二項の規定により読み替  
七条第一項

により読み替えら

替えられた第五十

に改め、同表法人税法施行令第百十二条第五項第二号の項の次に次のように加える。

<p>法人税法施行令第 百十二条第六項</p>	<p>前項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた前項</p>
<p>法人税法施行令第 百十二条第七項</p>	<p>、法第五十七条第 二項 生じた欠損金額と みなされた</p>	<p>、地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定によ り読み替えられた法第五十七条第二項 生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなされた</p>
	<p>(法第五十七条第</p>	<p>(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替え</p>

二項	られた法第五十七条第二項
他の関連法人において同条第一項	他の関連法人において同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
他の関連法人の前 九年内事業年度の 所得の金額の計算 上損金の額	他の関連法人の前九年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は個別帰属損金額
法第五十七条第四 項、第五項又は第 九項の規定により ないものとされた もの及び同条第三 項の規定により当	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項の規定により当該他の

<p>該他の</p>	<p>同条第二項に規定する未処理欠損金額</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額」</p>	<p>第五項の</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額を</p>	<p>同条第三項に</p>	<p>基因して同条第二項</p>
	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等」</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の</p>	<p>特定資産譲渡等損失相当欠損金額等を</p>	<p>法第五十七条第三項に</p>	<p>基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項</p>

法人税法施行令第	法人税法施行令第 百十二条第七項第 一号					
欠損金額（法第五	項又は第九項	同条第四項、第五	特定資産譲渡等損 失相当欠損金額	（同条第二項	欠損金額と	同条第二項又は第 六項
欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第	れた法第五十七条第四項若しくは第五項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	られた法第五十七条第二項	欠損金額又は個別欠損金額と	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項若しくは第六項
欠損金額（法第五	七条第一項	一項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第	一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第	一項	一項

百十二条第七項第 二号	十七条第一項	一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第 一項
同条第二項又は第 六項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項若しくは第六項	
欠損金額と	欠損金額又は個別欠損金額と	
同条第四項、第五 項又は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項若しくは第五項	
同条第一項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第一項	
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額	
法第五十七条第四 項、第五項又は第 九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項若しくは第五項	



		同条第三項		同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項
		未処理欠損金額	未処理欠損金額等	
		特定資産譲渡等損 失相当欠損金額	特定資産譲渡等損失相当欠損金額等	
法人税法施行令第 百十二条第八項	第六項の	第六項の	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第六項の	
	、前項	、前項	、同条第二項の規定により読み替えられた前項	
	第六項中	第六項中	同条第二項の規定により読み替えられた第六項中	

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第八項の項を次のように改める。

法人税法施行令第 百十二条第十一項	第五項から第八項 まで	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項から第八項まで
	第五項中	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項

<p>同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人</p>	<p>中</p> <p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人</p>
---	--



の項中「第百二十二条第十五項」を「第百二十二条第十八項」に改め、同表法人税法施行令第百十三条第六項の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十三条第八項	同項第一号に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第八項第二号	前条第七項第一号に規定する欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令第百十三条第九項	前項の	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の
法人税法施行令第百十三条第十一項	前三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項
	同項第一号に規定	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら

	<p>する欠損金額</p>	<p>れた法第五十七条第七項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額</p>
--	---------------	--

第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十六条の二第四項の項中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十二項」に改め、同条第四項中「第百十二条第十一項から第十三項まで」を「第百十二条第十四項から第十六項まで」に改める。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第三十七条の十二中「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十六条第二項又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」を削り、同条各号中「並びに独

立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項及び独立行政法人森林総合研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」を削る。

第四十八条の十三第二十八項ただし書を削る。

第五十六条の十四中「三月三十一日」を「一月一日」に改める。

第五十六条の五十七第三項中「で、その構造が簡易なものとして総務省令で定めるもの」を削る。

第五十六条の八十四中「四月一日」を「一月二日」に改める。

第五十八条中「第九条第十五項」を「第九条第十二項」に改める。

附則第三条の二第一項中「特例基準割合（当該特例基準割合に○・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年における特例基準割合」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「（以下本条）」を「（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条」に改め、同項ただし書中「

本項」を「この項」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第四条の五第一項中「附則第五条の六第一項」を「附則第五条の七第一項」に改め、同条第二項中「附則第五条の六第二項」を「附則第五条の七第二項」に改める。

附則第五条の二を削る。

附則第五条の三第三項中「附則第五条の三第三項」を「附則第五条の二第三項」に改め、同条を附則第五条の二とする。

附則第五条の四の表中「附則第五条の四」を「附則第五条の三」に改め、同条を附則第五条の三とする。

附則第五条の五を附則第五条の四とする。

附則第六条の十六第六項を削る。

附則第七条第十六項第三号中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項の資金又は」を削り、同条第十七項及び第十八項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改める。

附則第十条第四項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第十条の三第一項を削り、同条第二項中「附則第十四条第二項」を「附則第十四条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十四条第三項」を「附則第十四条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第十四条第三項」を「附則第十四条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第十四条第三項」を「附則第十四条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第十四条第四項」を「附則第十四条第三項」に改め、「旧独立行政法人緑資源機構法」の下に「（平成十四年法律第三百十号）」を加え、同項を同条第五項とする。

附則第十一条第二項第一号ホ(1)中「五千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号へ(3)及びト(2)中「又は同項第五号に掲げる自動化保管装置」を「、同項第五号に掲げる自動化保管装置又は同項第六号に掲げる搬出貨物表示装置」に改め、同条第三項第三号中「チェーン」の下に「又はワイヤーロープ」を加え、同項に次の一号を加える。

六 搬出貨物表示装置（貨物の搬出を効率的に行うために必要な情報を表示する装置をいい、当該表示が遠隔集中制御により行われるものであり、かつ、総務省令で定める表示器の設置数その他の基準に適合するものに限る。）



附則第十一条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「附則第十五条第六項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「附則第十五条第七項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に、「一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備であつて、一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号において同じ。）が一億五千万円以上の設備
- 二 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備であつて、一基の取得価額が二千万円以上の設備

附則第十一条第十四項を同条第十一項とし、同条第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項中「附

則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十二項」に、

「第七項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人」を「その基本財産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定法人（海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項に規定する指定法人をいう。次項において同じ。）に準ずるもので総務大臣が指定するもの（次項において「準指定法人」という。）」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26 法附則第十五条第二十二項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、指定法人及び準指定法人とする。

附則第十一条第三十三項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29 法附則第十五条第二十七項に規定する政令で定める用途は、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号の係留とする。

附則第十一条第三十五項を削り、同条第三十六項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に、「第九項に規定する固定資産」を「港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する固定資産のうち、岸壁、コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及び護岸の用に供するもので次に掲げるもの以外のもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事務所の用に供する固定資産
  - 二 宿舎の用に供する固定資産
  - 三 休憩施設の用に供する固定資産
  - 四 コンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものの用に供する家屋
- 附則第十一条第三十六項を同条第三十項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十項中「附則第十五条

第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十三項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項第一号中「第四十二項第二号」を「第三十六項第二号」に改め、同項第二号中「第四十二項第二号」を「第三十六項第二号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条に次の一項を加える。

39 法附則第十五条第三十八項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、  
港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積み  
の貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する家屋及び償却資産
- 二 宿舎の用に供する家屋及び償却資産
- 三 休憩施設の用に供する家屋及び償却資産

附則第十二条第二十三項、第二十九項及び第三十六項中「三十万円以上である」を「五十万円を超える」に改める。

附則第十二条の二を削る。

附則第二十二條を次のように改める。

## 第二十二條 削除

附則第二十三條第一項中「附則第十一条第七項及び第三十二項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項」を「附則第十一条第二十五項及び第二十六項並びに附則第十一条の二第二項第二号」に改める。

附則第二十七條の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「附則第四十四條の二第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「又は第三十五條の二第一項」を「第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」に改め、「第十一条の六第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「第三十六條」を「第三十五條第一項」に改め、同条第二項中「附則第四十四條の二第三項」を「附則第四十四條の二第四項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）」に、「又は第三十五條の二第一項」を「第三十四條の三第一項、第三十五條第一項」に改め

、「第十一条の六第一項」の下に「（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）」を加え、「第三十六条」を「第三十五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法附則第四十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第二項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡によ

り取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

附則第二十七条の二に次の一項を加える。

4 法附則第四十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項に規定する旧家屋（以下この項において「旧家屋」という。）を同条第五項の被相続人がその取得（建設を含む。以下この項において同じ。）をした日とする。ただし、当該旧家屋が当該被相続人に係る次の各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日とする。

一 交換により取得した家屋で所得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした家屋の取得をした日

二 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）による改正前の所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日



三 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六十条第一項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲渡により取得した家屋 当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該家屋の取得をした日

附則第三十三条第十八項中「災害救助法」の下に「(昭和二十二年法律第百十八号)」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十六条の十四及び第五十六条の八十四の改正規定並びに附則第三条の二第一項、第三条の二の二第一項、第四条の五、第十条第四項及び第二十七条の二の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定

平成二十六年一月一日

二 附則第十一条に一項を加える改正規定 港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号

一) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

(還付加算金の割合の特例に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令(次条及び附則第四条において「新令」という。)附則第三条の二第一項の規定は、還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第三条 新令附則第十一条第二項第一号の規定は、この政令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される同号に規定する倉庫に対して課すべき平成二十六年以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設されたこの政令による改正前の地方税法施行令(次項及び第四項において「旧令」という。)附則第十一条第二項第一号に規定する倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第三項第三号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる機械設備に対して課すべき平成二十六年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第三項第三号に掲げる機械設備に対して課する固定資産税については、な

お従前の例による。

3 新令附則第十一条第三項第六号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる機械設備に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新令附則第十一条第十一項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧令附則第十一条第十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十三項の規定は、施行日以後に地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正後の地方税法（次項及び第七項において「新法」という。）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方税法（次項及び第七項において「旧法」という。）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修に係る契約が締結された場合について、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第二十九項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全

改修工事に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十六項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第四条 新令第五十六条の五十七第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十五年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十五年前の年分の個人の事業及び平成二十五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第五条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正す

る。

第三十七条第一号中「三月三十一日」を「二月一日」に改める。

## 理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例の細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。